

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第七条の二第一項の規定により奈良県ツキノワグマ保護管理計画第六次計画を定めまし
た。

なお、この計画書は、奈良県食農部農業水産振興課において縦覧に供します。

令和七年十月十日

奈良県知事 山下 真